

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】2023年4月1日現在	
～2023年3月31日	2023年4月1日～

<p>(令和5年3月1日現在)</p> <p>目次</p> <p>第1条～第80条（略）</p> <p>第80条の2 データ通信料の支払義務</p> <p>第81条～料金表別表2（略）</p>	<p>(令和5年4月1日現在)</p> <p>目次</p> <p>第1条～第80条（略）</p> <p>第80条の2 削除</p> <p>第81条～料金表別表2（略）</p>
--	---

第1章

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条

用語	用語の意味
1～26 (略)	(略)
27 特定加入者回線	共通編別記17の(3)のイに定める特定協定事業者の光アクセス回線を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のII-2-2型のプラン3-1のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のタイプ1のもの
28～48 (略)	(略)

第3条～第75条の2 (略)

第1章

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条

用語	用語の意味
1～26 (略)	(略)
27 特定加入者回線	共通編別記17の(3)のイに定める特定協定事業者の光アクセス回線を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のII-2-2型のプラン3-1のもの及びメニュー5-1のII-1型の1Gb/s品目のプラン3-1のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のタイプ1のもの及びメニュー5-1の1Gb/s品目のプラン3のもの
28～48 (略)	(略)

第3条～第75条の2 (略)

<p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第76条 <u>ダイヤルアウトに係る接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)</u><u>及びシェアード I P - P B X 契約 (カテゴリ 7 に係るものに限ります。)</u><u>に係る課金対象パケットの情報量 (制御信号等のうちデータとみなされるものを含み、そのシェアード I P - P B X 契約者以外の者が行った通信に係る情報量を含みます。以下同じとします。)</u>の測定等については、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。</p> <p>第77条～第78条</p>	<p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第76条 <u>ダイヤルアウトに係る接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)</u>の測定等については、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。</p> <p>第77条～第78条</p>
<p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第79条 共通編第29条 (利用料金等の支払義務) に規定する利用料金等の支払義務として、シェアード I P - P B X 契約者は、そのシェアード I P - P B X 契約に基づいて当社がシェアード I P - P B X サービスの提供を開始した日 (付加機能についてはその提供を開始した日) から起算して、シェアード I P - P B X 契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止のあった日) の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、当社が提供するシェアード I P - P B X サービスの態様に応じて料金表第 1 表 (料金) に規定する利用料金 (ダイヤルアウト通信料<u>及びデータ通信料</u>を除きます。) の支払いを要します。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第79条 共通編第29条 (利用料金等の支払義務) に規定する利用料金等の支払義務として、シェアード I P - P B X 契約者は、そのシェアード I P - P B X 契約に基づいて当社がシェアード I P - P B X サービスの提供を開始した日 (付加機能についてはその提供を開始した日) から起算して、シェアード I P - P B X 契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止のあった日) の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、当社が提供するシェアード I P - P B X サービスの態様に応じて料金表第 1 表 (料金) に規定する利用料金 (ダイヤルアウト通信料を除きます。) の支払いを要します。</p> <p>2～3 (略)</p>

第80条 (略)

(データ通信料の支払義務)

第80条の2 シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ7に係るものに限ります。)は、その通信(シェアードIP-PBX契約者が共通編別記6(IP通信網サービスにおける禁止事項)に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのシェアードIP-PBX契約者以外の者が行ったものを含みます。)について、当社又は特定協定事業者が測定した情報量と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

2 シェアードIP-PBX契約者は、データ通信料について、当社又は特定協定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、シェアードIP-PBX契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

ただし、そのデータ通信料において、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第81条～第82条 (略)

第80条 (略)

第80条の2 削除

第81条～第82条 (略)

(責任の制限)

第83条 当社は、共通編第38条（責任の制限）に規定するほか、シェアード I P - P B X サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と特定協定事業者及び V o I P 協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又は V o I P 協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのシェアード I P - P B X サービスが全く利用できない状態（そのシェアード I P - P B X 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのシェアード I P - P B X 契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又は V o I P 協定事業者が特定協定事業者又は V o I P 協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのシェアード I P - P B X サービスが D S L 回線の区間（当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。）において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、シェアード I P - P B X サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアード I P - P B X サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償し

(責任の制限)

第83条 当社は、共通編第38条（責任の制限）に規定するほか、シェアード I P - P B X サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と特定協定事業者及び V o I P 協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又は V o I P 協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのシェアード I P - P B X サービスが全く利用できない状態（そのシェアード I P - P B X 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのシェアード I P - P B X 契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又は V o I P 協定事業者が特定協定事業者又は V o I P 協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのシェアード I P - P B X サービスが D S L 回線の区間（当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。）において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、シェアード I P - P B X サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアード I P - P B X サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

ます。

- (1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金(次号に規定する利用料金を除きます。)
- (2) 料金表第1表に規定するダイヤルアウト通信料(シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。) 及びデータ通信料(シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 当社の故意又は重大な過失によりシェアードIP-PBXサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注3) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注4) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第84条～第88条

(1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金(次号に規定する利用料金を除きます。)

- (2) 料金表第1表に規定するダイヤルアウト通信料(シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 当社の故意又は重大な過失によりシェアードIP-PBXサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注3) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注4) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第84条～第88条

別記 (略)

別記 (略)

<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 (略)</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>2 当社は、シェアード I P - P B X 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。</p> <p>3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（ダイヤルアウト通信料及びデータ通信料を除きます。）及び使用料（以下 5 まで「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表（料金）5 - 1（適用）に定める携帯通話定額割引の定額料については、日割りしません（第 83 条の規定に係るものを除きます。）。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>4 3 の規定による定額利用料等の日割は料金月の日数により行います。この場合、第 79 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>4 の 2 3 の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第 1 表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第 1（利用料金）5（第 6 種シェアード I P - P B X 契約に係るもの）の 5 - 2 - 3（ユニバーサルサービス料）及び 5 - 2 - 3 - 1（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。</p> <p>5 利用料金のうち利用料、ダイヤルアウト通信料及びデータ通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめシェアード I P - P B X 契約者の承諾を得て、3 の規定にかかわらず、2 以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 (略)</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>2 当社は、シェアード I P - P B X 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。</p> <p>3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。）及び使用料（以下 5 まで「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表（料金）5 - 1（適用）に定める携帯通話定額割引の定額料については、日割りしません（第 83 条の規定に係るものを除きます。）。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>4 3 の規定による定額利用料等の日割は料金月の日数により行います。この場合、第 79 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>4 の 2 3 の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第 1 表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第 1（利用料金）5（第 6 種シェアード I P - P B X 契約に係るもの）の 5 - 2 - 3（ユニバーサルサービス料）及び 5 - 2 - 3 - 1（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。</p> <p>5 利用料金のうち利用料、ダイヤルアウト通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめシェアード I P - P B X 契約者の承諾を得て、3 の規定にかかわらず、2 以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それ</p>
--	--

については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

8 シェアードIP-PBX契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、シェアードIP-PBX契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、シェアードIP-PBX契約者が希望され

ぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

8 シェアードIP-PBX契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、シェアードIP-PBX契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、シェアードIP-PBX契約者が希望され

れる場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

13 第79条(利用料金の支払義務)から[第80条の2\(データ通信料の支払義務\)](#)まで並びに共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第31条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注)当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

(1) 別記5(ボイスモードゲートウェイ装置の提供等)の(8)に規定する弁済金、別記9(端末機器の提供等)の(6)に規定する弁済金及び料金表第1表(料金(附带サービスの料金を除きます。))第1(利用料金)の5(第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの)の5-2(料金額)の5-2-4(ダイヤルアウト通信料)のイ(通信のうち本邦と外国との間で行われるもの)に規定する料金については、消費税相当額を加算しません。

(2) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)の額は、税抜価格とし、かつこの料金額は、税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)を表示します。この約款において料金表以外

る場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

13 第79条(利用料金の支払義務)からまで並びに[第80条\(ダイヤルアウト通信料の支払義務\)](#)まで共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第31条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注)当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

(1) 別記5(ボイスモードゲートウェイ装置の提供等)の(8)に規定する弁済金、別記9(端末機器の提供等)の(6)に規定する弁済金及び料金表第1表(料金(附带サービスの料金を除きます。))第1(利用料金)の5(第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの)の5-2(料金額)の5-2-4(ダイヤルアウト通信料)のイ(通信のうち本邦と外国との間で行われるもの)に規定する料金については、消費税相当額を加算しません。

(2) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)の額は、税抜価格とし、かつこの料金額は、税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

<p>についても同様とします。</p> <p>(3) 13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。</p> <p>（料金等の臨時減免）</p> <p>14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。</p> <p>（注）当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>	<p>(3) 13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。</p> <p>（料金等の臨時減免）</p> <p>14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。</p> <p>（注）当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>
---	---

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用（略）

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 接続通信時間又は情報量の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ-3タイプ4については、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置と転送先との通信の確立があったダイヤルアウトについて、接続通信時間を測定します。</p> <p><u>ウ 課金対象パケットの情報量は、当社又は特定協定事業者の機器において測定します。この場合において、回線の故障等通信の発信者又は着信者に起因しない理由により、課金対象パケットが通信の相手先に到着しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。</u></p>
(7) (略)	(略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用（略）

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ-3タイプ4については、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置と転送先との通信の確立があったダイヤルアウトについて、接続通信時間を測定します。</p>
(7) (略)	(略)

<p>(8) 当社又は特定協定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社又は特定協定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料、データ通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料、データ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料、データ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料、データ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料、データ通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料、データ通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>	<p>(8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(9) ~ (10) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(9) ~ (10) (略)</p>	<p>(略)</p>

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア～キ (略)

5-2-1-1 特定加入者回線に係る加算額

(月額)

区 分	単 位	料 金 額	
保守メニュー2のものに係る加算額	1の契約ごとに	3,000円(3,300円)	
<u>データ通信料</u>	<u>1の契約ごとに</u>	<u>月額累計情報量が3,040メガバイトを超える100メガバイトごとに</u>	<u>24円(26.4円)</u>
		<u>月額累計情報量が9,940メガバイトを超える100メガバイトごとに</u>	<u>44円(48.4円)</u>
		<u>月額累計情報量が10,040メガバイトを超える場合</u>	<u>1,700円(1,870円)</u>

備考

- 1 データ通信料は、伝送方向によらず課金対象となります。
- 2 月間累計情報量が3,040MBを超えた場合に加算します。データ通信料は100MB単位での計算となり、端数が生じた場合は切り上げて計算します。
- 3 ボイスモードの通信はデータ通信料の月間累計情報量には含みません。

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア～キ (略)

5-2-1-1 特定加入者回線に係る加算額

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
保守メニュー2のものに係る加算額	1の契約ごとに	3,000円(3,300円)

5-2-2~5-2-4(略)

第2(略)

第2表 工事に関する費用(工事費(附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7)(略)	(略)
(8) <u>品目変更工事費の適用</u>	<u>当社は、第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリーに係るものに限ります。)について、光アクセス回線の転用を行う際、同時に品目変更を行う場合に品目変更工事費を適用します。</u>
(9)~(10)(略)	(略)

5-2-2~5-2-4(略)

第2(略)

第2表 工事に関する費用(工事費(附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7)(略)	(略)
(8) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(9)~(10)(略)	(略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分				単 位	工事費の額
ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 上記以外の工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	訪問時刻指定工事費~現地調査報告工事費(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>品目変更工事費</u>	<u>派遣工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>7,600円</u> <u>(8,360円)</u>
			<u>無派遣工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>2,000円</u> <u>(2,200円)</u>
(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

料金表別表1 (略)

料金表別表2 (略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分				単 位	工事費の額
ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 上記以外の工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	訪問時刻指定工事費~現地調査報告工事費(略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

料金表別表1 (略)

料金表別表2 (略)

IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和5年3月28日 C A S 1 第01042897号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。